

新
一宮市建設工事成績評定要領
令和4年4月1日施行

(目的)
第1条 この要領は、一宮市が発注する建設工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)
第2条 評定の対象は一宮市工事検査要領第3条で規定する一般工事とする。ただし、主たる内容が役務提供等の工事は除くものとする。

(評定者)
第3条 土木工事成績及び建築工事成績の評定者は、一宮市工事検査要領に定める検査員及び一宮市工事監督要領に定める監督員とする。

(評定の方法)
第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。
2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
3 建設工事の評定は、別に定める**建設工事成績評定考査基準**により行うものとする。
4 **評定の結果は、工事成績評定表(以下「評定表」という。)(様式第1)に記録するものとする。**

(評定の提出)
第5条 評定者は、評定を行ったときは遅滞なく、完成検査完了報告書に、項目別評定表(様式第2)を添付し、工事担当課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)
第6条 工事担当課長は、評定者から完成検査完了報告書の提出があったときは、速やかに建設工事の請負者に対して、完成検査完了通知に、項目別評定表を添付して通知するものとする。

(評定の修正)
第7条 工事担当課長は、第6条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、評定者と協議のうえ修正しなければならない。
2 工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、**建設工事成績評定結果再通知書(様式第3)**により遅滞なく、その結果を前条の通知を受けた者に通知しなければならない。
3 **前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来にわたって生じるものとする。また、第6条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。**

(説明請求)

旧
一宮市建設工事成績評定要領
平成29年6月1日施行

(目的)
第1条 この要領は、一宮市が発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者及び受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)
第2条 評定の対象は一宮市工事検査要領第3条で規定する一般工事とする。ただし、指示票にて行う工事及び主たる内容が~~草刈等~~役務提供の工事は除くものとする。

(評定者)
第3条 土木工事成績及び建築工事成績の評定者は、一宮市工事検査要領に定める検査員及び一宮市工事監督要領に定める監督員とする。
2 ~~一委託業務成績の評定者は、一宮市工事監督要領に定める専任監督員及び主任監督員とする。~~

(評定の方法)
第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。
2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。
3 建設工事の評定は、別に定める**工事成績評定表(土木工事編・建築工事編)**により行うものとする。
4 ~~一委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定表(土木編・建築編)により行うものとする。~~

(評定の提出)
第5条 評定者は、評定を行ったときは遅滞なく、完成検査完了報告書に、項目別評定表(建設工事は(様式第1)、~~委託業務は(様式第2)~~)を添付し、工事担当課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)
第6条 工事担当課長は、評定者から完成検査完了報告書の提出があったときは、速やかに建設工事の請負者に対して、完成検査完了通知に、項目別評定表を添付して通知するものとする。~~また、委託業務についても、同様の方法により通知するものとする。~~

(評定の修正)
第7条 工事担当課長は、第6条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、評定者と協議のうえ修正しなければならない。
2 工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を前条の通知を受けた者に通知しなければならない。

(説明請求)

新

一宮市建設工事成績評定要領

令和4年4月1日施行

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(「土曜日、日曜日及び国民の休日」含む。)以内に、評定内容にかかる疑問の趣旨を付した書面により、工事担当課長に対して説明を求められることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第9条 工事担当課長は、前条による説明を求められたときは、評定者と協議のうえ工事成績評定点に対する説明請求回答書(様式第4)により回答するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の回答をする場合、建設工事成績評定審査委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の建設工事成績評定審査委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。
- 4 説明請求に対する回答は、説明請求の書面を受理した日から30日以内に行うものとする。
- 5 説明請求に対する回答を受けた者は、再度の説明請求を求められない。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条に規定する、「請負者及び受注者への評定結果の通知」は、施行の日から1年間は完成検査完了通知のみによるものとする。(建設工事成績評定通知実施要領の廃止)

3 建設工事成績評定通知実施要領は、廃止する。

付 則

この要領の一部を改訂し、平成29年6月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和4年4月1日以降に完成する工事について適用する。

2 この要領の一部を改訂し、令和4年4月1日から施行する。

旧

一宮市建設工事成績評定要領

平成29年6月1日施行

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(「土曜日、日曜日及び国民の休日」含む。)以内に、評定内容にかかる疑問の趣旨を付した書面により、工事担当課長に対して説明を求められることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第9条 工事担当課長は、前条による説明を求められたときは、評定者と協議のうえ工事成績評定点又は委託業務成績評定点に対する説明請求回答書(様式第3)により回答するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の回答をする場合、建設工事成績評定審査委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の建設工事成績評定審査委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。
- 4 説明請求に対する回答は、説明請求の書面を受理した日から30日以内に行うものとする。

付則

(施行期日)

1.この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2.第6条に規定する、「請負者及び受注者への評定結果の通知」は、施行の日から1年間は完成検査完了通知のみによるものとする。(建設工事成績評定通知実施要領の廃止)

3.建設工事成績評定通知実施要領は、廃止する。

付則

この要領の一部を改訂し、平成29年6月1日から施行する。